

香川県農業経営改善関係資金基本要綱

〔 制定 平成15年3月3日14農経第29519号
最終改正 令和8年9月29日8農政第153564号 〕

目次

第1 趣旨

第2 対象資金等

第3 借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等

1 相談対応

2 借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等

3 融資機関による関係機関への通知等

4 農業近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方

5 融資審査等

6 債権保全措置

7 借入希望者への通知

8 融資実行後の措置

第4 その他

別紙1（第3の2関係）借入申込希望書兼経営改善資金計画書、個人情報の取扱いに関する同意書
（(1)又は(2)のいずれかを使用）

別紙2（第3の2及び3関係）認定新規就農者の貸付けに関する意見書、確認書

別紙3（第3の5関係）経営改善資金計画書の審査の考え方

参考様式1（第3の7関係）借入申込書

参考様式2（第3の2及び7関係）借入申込書兼債務保証委託申込書

参考様式3（第3の8関係）〇年の経営状況報告書（△年目）

第1 趣旨

この要綱は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力のある農業の担い手（単なる生産者ではない経営者）が経営改善を図ろうとする場合に、必要な長期資金が的確に供給されるようにしようとするものである。

（注）短期運転資金については、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める農業経営改善促進資金（以下「スーパーS資金」という。）その他民間金融機関が融通する資金で対応する。

第2 対象資金等

- 1 この要綱の対象とする資金（以下「本要綱対象資金」という。）は、次の資金とする。

資 金 名	資金の性格等	
1 農業近代化資金 （香川県農業近代化資金融通措置要綱（平成15年3月3日付け14農経第29500号）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ア 地域計画に農業を担う者として記載された者向け（注1） イ 認定農業者向け（注2、3、4） ウ 認定新規就農者向け（注5） エ その他担い手向け	農協等の民間金融機関の貸付けのうち政策的要件に該当するものに利子補給 〔 2の資金との併せ貸しも可能である。 〕	
2 株式会社日本政策金融公庫資金（以下「公庫資金」という。）		経営改善のための一般的な長期資金（有利子）
（1）農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（注4） （農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定農業者向け〕 （2）経営体育成強化資金（注6） （経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知。以下「育成強化資金実施要綱」という。）第2に定める資金をいう。以下同じ。） ア 認定新規就農者向け イ その他担い手向け	農協等民間金融機関で対応し難い場合等に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が融資 〔 2（1）の資金については1又は2（3）の資金との、2（2）の資金については1又は2（3）若しくは（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、2の（1）から（4）までの資金相互の同一の融資対象への併せ貸しは行わない。 〕	
（3）農業改良資金（注7） （農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「農業改良資金基本要綱」という。）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔その他担い手向け〕	新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合に、公庫が無利子資金を融資 〔 1の資金との併せ貸しも可能である。また、2（1）、（2）又は（4）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。 〕	

(4) 青年等就農資金（注8） （青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。以下同じ。） 〔認定新規就農者向け〕	青年等就農計画の目標達成を図ろうとする場合に、公庫が無利子資金を融資 （1の資金との併せ貸しも可能である。また、2（2）又は（3）の資金との併せ貸しも可能であるが、同一の融資対象への併せ貸しは行わない。	
--	---	--

（注1） この要綱において「地域計画に農業を担う者として記載された者」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画に農業を担う者として記載されている者をいう。

（注2） この要綱において「認定農業者」とは、基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定を受けた経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた農業者をいう。

（注3） 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者を含む。2の公庫資金において同じ。

（注4） クイック融資による農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金の融資審査の手続等については、農林水産省経営局長が別に定めるところにより対応するものとする。

（注5） この要綱において「認定新規就農者」とは、基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。

（注6） 経営体育成強化資金を借り入れる場合であって、負債の償還負担を軽減しようとする計画内容を含む場合は、本要綱でなく、香川県農業負債整理関係資金基本要綱（平成14年10月22日付け14農経第17990号）により対応するものとする。

（注7） 農業改良資金のうち、農業改良資金基本要綱第4の1に定める者が同資金を借り入れる場合の手続については、同要綱に定めるところによるものとする。

（注8） この要綱において「青年等就農計画」とは、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。

2 認定農業者は、本要綱対象資金の融通と併せて、資金繰りの短期運転資金として、スーパーS資金

の融通を受けることが可能である。

- 3 認定農業者が経営の多角化を目指して設立した法人が行う農産物の加工又は販売の事業については、施設資金等として、スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金をいう。）の融通を受けることが可能である。

第3 借入希望者、融資機関、保証機関等の手続等

本要綱対象資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の借入希望者（融資を受けようとする者をいう。以下同じ。）、融資機関、保証機関等の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 相談対応

- (1) 県は、毎年度、管内において本要綱対象資金を適切に取り扱うことが想定される次に掲げる融資機関のリストを作成し、その周知徹底に努めるものとする。ただし、県は、本要綱対象資金について適切な対応を行うことができないと認める融資機関を当該リストに掲載せず、又は掲載後に当該リストから除外するものとする。

ア 本要綱対象資金について十分な知識を有し、その適切な対応を行える民間金融機関（農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫又は信用協同組合）

イ 公庫及び公庫の受託金融機関（公庫から業務の委託を受けた民間金融機関をいう。以下同じ。）

- (2) 融資機関は、借入希望者から本要綱対象資金に係る融資相談があった場合には、経営改善資金計画書等（経営改善資金計画書（別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書をいう。以下同じ。）、2の(6)及び(7)の規定に基づき借入希望者が融資機関に提出する書類並びに3の(6)の規定に基づき県が融資機関に提出する書類をいう。以下同じ。）の受理（提出された書類について、必要事項の記載及び必要書類の添付に不備がないことを確認した上で、正式に受け付けることをいう。以下同じ。）の有無にかかわらず、その内容、処理状況等を整理しておくものとする。

2 借入希望者による経営改善資金計画書の作成・提出等

- (1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況

イ 経営改善（農業経営改善計画又は青年等就農計画の目標を達成するための取組を含む。以下同じ。）のための計画の妥当性及び実行可能性

ウ 経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を作成し、次に掲げる融資機関に提出（次の(ア)又は(ウ)の場合であって、農業信用基金協会による保証を希望する場合には、借入申込書兼債務保証委託申込書（参考様式2又は参考様式2を参考にして当該融資機関及び農業信用基金協会が定める様式）を併せて提出）するものとする。

(ア) 農業近代化資金の借入れを希望する場合は、取引を希望する民間金融機関

(イ) 公庫資金の借入れを希望する場合は、公庫又は公庫の受託金融機関

(ウ) 農業近代化資金及び公庫資金の双方の借入れを希望する場合又は借入れを希望する資金が決定していない場合は、民間金融機関、公庫又は公庫の受託金融機関

なお、借入希望者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により手続を行うことができるものとする。

(2) 次のいずれにも該当する借入希望者又は東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者（以下「被災借入希望者」という。）は、経営改善資金計画書のうち収支計画例又は融資機関の所定様式を用いて作成する収支計画（以下「収支計画」という。）の作成を省略することができるものとする。

ア 借入希望額が、個人にあつては700万円以下（青色申告を実施しているものは1,000万円以下）、法人にあつては3,000万円以下であること。

イ 前期末の総借入残高（農業負債及び農外負債の合計額）が、前期（特別の事情がある場合は前々期）の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額（借入希望者が法人である場合は総売上高）以下であること。

(3) (2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、収支計画の作成を省略することができないものとする（ただし、被災借入希望者を除く。）。

ア 今後5年の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合

イ 負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合

ウ 借入希望者が認定新規就農者である場合

(4) 借入希望者は、経営改善資金計画書の作成に当たり、助言・指導を必要とする場合（経営改善資金計画書の記載の不備を理由に、融資機関に経営改善資金計画書の受理を拒否された場合を含む。）は、融資機関及び関係機関（県、市町、農業委員会、農業再生協議会、農業経営・就農支援センター

等をいう。以下同じ。)等をいう。以下同じ。)に相談することができるものとする。

(5) 借入希望者は、最寄りの融資機関が分からない場合は、県（農政課又は農業改良普及センター（以下「普及センター」という。））に照会できるものとし、県はこれに適切に対応するものとする。

(6) 借入希望者が認定農業者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金（香川県農業近代化資金融通措置要綱第2の1に定める資金をいう。以下同じ。）を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ農業経営改善計画書及び農業経営改善計画の認定書の写しを、借入希望者が認定新規就農者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）は経営改善資金計画書と併せ青年等就農計画書及び青年等就農計画の認定書の写しを、融資機関に提出するものとする。

なお、指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。以下同じ。）から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から、別紙2の(1)の認定新規就農者の貸付けに関する意見書（以下「意見書」という。）の交付を受けている場合は、この意見書を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

(7) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善資金計画書に併せて提出するものとする。

(8) 借入希望者は、融資機関が経営改善資金計画書等の受理から融資の可否についての回答を受けるまでに15営業日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日をいう。以下同じ。）（借入希望者が認定新規就農者の場合は30営業日）程度かかることを考慮の上、実際に資金が必要な日より極力早い時期に融資機関に経営改善資金計画書等を提出するよう努めるものとする。

3 融資機関による関係機関への通知等

融資機関は、経営改善資金計画書等を受理した場合、次のルールに従い、他の融資機関及び関係機関に関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする（ただし、個人情報の取扱いについては第4の4及び5に留意することとする。）。

なお、融資機関が関係書類の写しを推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推

進会議をいう。以下同じ。)の事務局に送付すれば、推進会議が(1)から(4)までの各手続を融資機関に代わって行えることとする等、融資機関及び関係機関の協議に基づくルールがある場合には、これに従って差し支えない。

- (1) 融資機関は、借入希望者が他の融資機関からの借入れを希望する場合には、当該他の融資機関に対し、直ちに関係書類の写しを送付するものとする。

ただし、4の役割分担の考え方に照らして当該融資機関が単独で対応する場合には、関係書類の写しの送付を省略することができるものとする。

- (2) 4の役割分担の考え方に照らして民間金融機関が対応すること（民間金融機関が公庫資金を転貸して対応することを含む。）が適当である場合には、融資機関は、借入希望者が農業信用基金協会による保証を希望しない場合を除いて、直ちに当該協会に関係書類の写しを送付することとする。

- (3) 融資機関は、借入希望者が農業近代化資金のうち一般資金（香川県農業近代化資金融通措置要綱第2の2に定める資金をいい、農業経営改善計画又は青年等就農計画に基づく場合に限る。）、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金（青年等就農計画に基づく場合に限る。）又は青年等就農資金の借入れを希望する場合には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、

ア 農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性

イ 農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性

ウ 借入金の償還の確実性

等に係る推進会議の認定を求めることとする。

なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会議設置要領に基づき行うものとする。

- (4) 融資機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借り入れようとする場合を除く。）には、借入希望者から提出された経営改善資金計画書の内容について、その達成確実性、借入金の償還の確実性等に係る推進会議の認定を求めることとする。

ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

イ 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者又は農業参入法人であって、農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

ウ 農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

なお、この場合における推進会議に係る手続については、各推進会議が定める特別融資制度推進会

議設置要領に基づき行うものとする。

(5) 農業改良資金又は青年等就農資金の活用が考えられる場合には、公庫又は公庫の受託金融機関は、普及センター等県関係部局と連携を密にし、融資審査が円滑かつ的確に進むよう、必要な手続を進めるものとする。

(6) 融資機関は、融資審査に当たり、借入希望者が認定新規就農者である場合（農業近代化資金のうち農業経営高度化資金を借入れようとする場合を除く。）には、県に当該認定新規就農者に係る意見書の作成を依頼するものとする。これを受けて、県は、必要に応じ関係機関の意見を踏まえ、当該認定新規就農者に係る意見書を作成し、融資機関に原則として電磁的記録により送付するものとする。

この場合において、当該認定新規就農者が2の(6)の規定による指導農業士等の意見書を提出している場合には、県は、自らの意見書に代えて当該指導農業士等の意見書の内容が当該指導農業士等の人格・能力等からみて適切である旨の別紙2の(2)の確認書を提出することができるものとする。

(7) 融資機関は、法人化の意向がある借入希望者から法人化に向けた助言等を求められた場合には、香川県新規就農・農業経営相談センターに当該借入希望者の情報（氏名、住所及び電話番号等）を適時に提供することとする。

(8) 融資機関は、経営改善資金計画書等を記載内容の不備等により受理できない場合であっても、(1)、(2)及び(5)のルールに準じて他の融資機関及び関係機関に融資に係る情報を事前に提供できるものとし、これにより、関係機関に協力を要請するものとする（ただし、個人情報の取扱いについては第4の4及び5に留意することとする。）。

4 農業近代化資金及び公庫資金の役割分担の考え方

本要綱対象資金に係る融資にあつては、農業近代化資金で対応することを基本とし、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合又は民間金融機関と公庫の協議により合意された場合には、借入希望者の希望を踏まえて柔軟に対応するものとする。

5 融資審査等

(1) 2の(1)により借入希望者から経営改善資金計画書等の提出を受け、又は3の(1)により他の融資機関からその写しの送付を受けた融資機関は、経営改善資金計画書について、借入希望者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

- ア 借入希望者の経営能力及び研修実績等からみた経営改善のための計画の妥当性及び実行可能性
 - イ 経営改善のための計画が実行された場合の収支の見込み及び借入金の返済確実性
 - ウ 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険への加入その他のリスク対応策の妥当性
- について責任をもって判断するものとする。

- (2) 融資機関は、(1)の判断に際して、借入希望者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴く必要がある場合には、関係書類の写しを原則として電磁的記録により送付して行うものとする。
- (3) 融資機関は、借入希望者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の達成可能性及び融資返済の可能性に疑問がある場合には、借入希望者に対し、1年間普及センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求めることができるものとする。また、このような場合において、借入希望者が認定新規就農者である場合は、融資機関は、当該認定新規就農者に対し、普及センター等の指導を受けて経営改善資金計画書の見直しを行うことを求めることができるものとする。
- (4) 借入希望者が機関保証を希望しており、融資機関としても機関保証が必要であると判断する場合は、当該融資機関は、直ちに農業信用基金協会と連携をとって並行して融資審査を進めるものとし、7の(2)の期間内に融資の可否を通知することができるように努めるものとする。
- (5) 融資機関は、6の債権保全措置により融資額全額がカバーされない場合又は債権保全措置を行わない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善資金計画の達成及び融資の返済が確実と認められる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがあり得る。）ことを基本とする。
- (6) 融資機関は、融資審査を進めるに当たり、農業近代化資金については、県と連携し、県の利子補給承認手続の準備を並行して進めるものとする。また、農業改良資金については県と連携をとって農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第6条に規定する県による貸付資格の認定手続の準備を並行して進めるものとする。
- これにより、7の(2)の期間内に融資の可否を通知できるよう努めるものとする。

6 債権保全措置

- (1) 融資機関が債権保全措置を行う場合には、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）

と借入希望者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとすることを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。

なお、経営者保証については、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

- (2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。
- (3) 本要綱対象資金に係る基金協会の保証については、5の融資審査をクリアすることを前提として、基金協会が当該各資金の貸付対象者及び貸付限度額等を踏まえて定める無担保無保証人限度額（各農業信用基金協会が、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで保証を行うこととする額をいう。）に達するまでは、原則として、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証なしで基金協会による保証を行うものとする。

7 借入希望者への通知

- (1) 融資機関は、経営改善資金計画書等の記載内容の不備等により受理を拒否する場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。
- (2) 融資機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として、15営業日（借入希望者が認定新規就農者の場合には30営業日）以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとする。ただし、次に掲げる場合その他審査等に時間を要するため、当該期間までに手続が終了しない場合には、当該期間までに借入希望者にその旨を通知することに代えるものとする。
 - ア 融資機関が当該借入希望者から過去に借入相談を受けたことがない場合又は当該借入希望者に対して融資を行ったことがない場合
 - イ 借入れを希望する額を踏まえた返済負担が借入希望者の経営規模又は経営状況に対して大きいと考えられる場合
 - ウ 借入希望者が新作物分野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合
- (3) 融資機関は、融資を行う場合は、借入希望者に融資審査結果を通知するとともに、正式な借入申込書（参考様式1又は参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式）等の提出を求め、(2)の融資の可否通知から原則として10営業日以内に全ての手続を完了し、借入希望者が資金を必要とする時に確実に貸付けを実行するものとする。

なお、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合には、第3の2の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書等の提出を求めても差し支えないものとする。

ただし、借入希望者が基金協会による保証を希望する場合には、第3の2の(1)の経営改善資金計画書の提出時に、正式な借入申込書兼債務保証委託申込書の提出を求めるものとする。

8 融資実行後の措置

- (1) 借入者は、経営改善資金計画期間中に融資機関から経営状況の報告を求められた場合、経営状況報告書（参考様式3又は参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式）により、経営状況を融資機関に報告するものとする。
- (2) 融資機関は、融資実行後も借入者の事業や経営の状況を把握するために、(1)による借入者からの経営状況の報告を積極的に求め、必要があると認めるときは、関係機関と連携をとって適切な経営改善指導を行うものとする。また、融資機関は、担い手の経営のライフステージに応じた支援の強化の観点から、さまざまな事情により融資の返済が困難となった場合には、関係機関と連携をとって再生可能性が認められる段階での早期再生及び再生後の持続可能な経営再建に向けた支援を行うものとする。
- (3) 融資機関は、第4の2に定める普及センターによる指導が円滑に行われるよう、普及センターから求められた場合には、遅滞なく、(1)に基づき借入者から提出のあった経営状況報告書の写しを当該普及センターに原則として電磁的記録により送付するものとする。

第4 その他

- 1 関係機関は、農業の担い手に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、手続に必要となる書類の削減及び簡素化並びに審査の迅速化に努めることにより、融資の円滑化に十分配慮することとする。
- 2 普及センターは、この要綱に基づく融資に関し、借入希望者の借入申込等が円滑に行われ、また、融資後、経営改善が確実に達成されるよう、適切な指導を行うこととする。特に、認定新規就農者にあつては、経営基盤が脆弱であることに鑑み、経営状況に応じたきめ細やかな指導を行うよう努めることとする。

3 融資機関は、法人化の意向がある借入希望者に対して、個々の経営実態に応じて、法人化に向けた適切な助言等に努めることとする。

4 融資機関及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善資金計画書等（意見書及び確認書を含む。）の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

5 融資機関は、経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、第3の3の規定により、関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1の(1)又は(2)）により同意を求めることとする。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から施行し、平成28年12月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行し、平成30年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、第3の1の(3)の規定以外は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。